

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年4月6日（平成30年（行個）諮問第73号）

答申日：平成30年7月9日（平成30年度（行個）答申第69号）

事件名：本人の大臣目安箱への録音された通話の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月9日付け金総第9295号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、保有している情報を開示するよう申し立てる。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求に及んだ理由としては、審査請求書の記載によると、要旨、次のとおりであると解される。

大臣目安箱(03-3501-2100)への録音された通話を、法令等遵守調査室に記録の改ざんの証拠として提示していた。通話の保存を申し立てていた。

2014年3月14日、相談員Aは、録音した通話を1週間で「自動的に」削除していると言った。削除前に、法令等遵守調査室に通話の保存を申し立てている。証拠の隠滅を行った。

相談員Aは、「1週間で削除している」と言っているだけと国民にうそをついていることを明言した。

「対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております」とアナウンスされていたが、「事実確認」に応じなかった。

最初から、録音した通話内容を開示するつもりがない。

「録音している」とだましてからうそをついている。

信義誠実の原則に反している。

法令等遵守の疑義を立証するために録音した通話を開示するように申し立てる。

なお、審査請求人から、平成30年5月13日付け（同月14日收受）

で意見書及び資料が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年10月24日付け保有個人情報開示請求（同年11月9日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法18条2項に基づき、同年12月9日付け金総第9295号において不開示決定（原処分）をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 原処分について

原処分は、本件対象保有個人情報については、保有していないことから不開示とする旨の決定を行った。

2 原処分の妥当性について

金融庁では、平成28年1月まで、金融行政一般についての政策提言を募るため、「大臣目安箱」を設置しており、電話によって「大臣目安箱」に寄せられた提言等については、金融サービス利用者相談室において対応し、その内容の概要等を記載した事績管理簿を作成していた。電話による対応を行う場合には対応内容の明確化等のため、通話内容を録音していたが、当該録音については、事績管理簿作成後はこれを保存しておく必要がないため、廃棄する取扱いとなっていた。

本件対象保有個人情報についても同様にすでに廃棄しており、当庁において保有していない。

3 結語

以上のとおり、保有していないことを理由に不開示とした原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 平成30年4月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年5月14日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ | 同年6月14日 | 審議 |
| ⑤ | 同年7月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保

有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 電話によって「大臣目安箱」に寄せられた提言等については、金融サービス利用者相談室において対応し、当該相談室における電話による対応を行う場合には対応内容の明確化等のため、通話内容を録音していた。当該録音については、対応内容の明確化等をした段階で速やかに廃棄していた。また、平成28年3月に、当該相談室の電話対応に係る機器（録音記録を保存するシステムも含む。）を一新しているため、当時の録音記録は存在しない。

イ 審査請求人は、法令等遵守調査室に録音記録の保存を申し立てた旨主張しているが、平成26年3月に審査請求人より法令等遵守調査室宛に寄せられた情報については、調査対象の要件に該当しない旨の判断をしており、録音記録の保存は行っていない。

ウ 原処分には当たっては、担当部署の執務室内の書類棚及び書庫並びにパソコン内の職員共用の保存場所を探索したが、本件対象保有個人情報は確認できなかった。

(2) そこで検討するに、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の上記(1)及び第3の説明に不自然な点はなく、処分庁が行ったとする探索の方法・範囲も不十分とはいえない。また、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明を否定するに足りる事情は存しない。

以上によれば、金融庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「開示請求に係る保有個人情報については、保有していないため」と記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、

上記の点に留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 本件対象保有個人情報

大臣目安箱（03-3501-2100）への録音された通話の開示。

2014年3月13日	通話開始時刻	13時17分06秒
	通話時間	5時間58分53秒
同月14日	通話開始時刻	15時24分35秒
	通話時間	1時間38分42秒
同月17日	通話開始時刻	15時32分46秒
	通話時間	1時間29分50秒
同月18日	通話開始時刻	15時28分40秒
	通話時間	18分11秒